

世田谷区公報

目次

規 則

- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（75）…… 1
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（76）…… 1
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則（77）…… 1

訓 令 甲

- 世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の一部改正（15）…… 1
- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正（16）…… 2

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示（351）…… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（352）…… 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（353）…… 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（354）…… 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（355）…… 2
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示（356）…… 2
- 令和7年第2回世田谷区議会臨時会招集の告示（357）…… 2
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示（358）…… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（359）…… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示（360）…… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（361）…… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（362）…… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（363）…… 3
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（364）…… 3
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示（365）…… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（366）…… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（367）…… 4

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（368）…… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（369）…… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（370）…… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（371）…… 4
- 令和7年第2回世田谷区議会臨時会案件追加の告示（372）…… 4
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示（373）…… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（374）…… 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示（375）…… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（376）…… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（377）…… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（378）…… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（379）…… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（380）…… 5
- 令和7年4月24日世田谷区告示第336号の一部を訂正する告示（381）…… 5
- 地方自治法に基づく世田谷区教育会館におけるリサイクル資源の売払代金の収納事務委託の告示（382）…… 5
- 地方自治法に基づく政策研究・調査課統計調査担当事務室におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示（383）…… 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示（384）…… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（385）…… 6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示（386）…… 6
- 令和7年第2回世田谷区議会定例会招集の告示（387）…… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（388）…… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（389）…… 6
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示（390）…… 6

規 則（教）

- 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（16）…… 6

規 則（区議会）

- 世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則（1）…… 6
- 世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則（2）…… 6

告 示（選）

- 公職選挙法に基づく令和7年6月1日現在における選挙人名簿の登録

- 録を行う日を定める告示（7）…… 7
- 世田谷区選挙執行規程の一部改正（8）…… 7

告 示（農）

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（5）…… 7

告 示（監）

- 地方自治法に基づく令和6年度財政援助団体等監査に係る措置結果公表の告示（7）…… 7

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和7年5月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第75号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第76号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第77号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和31年12月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第24号様式裏面、第25号様式裏面及び第26号様式裏面中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和43年6月世田谷区規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則（昭和50年4月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第82号中「第10条の9」を「第9条の5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第15号

庁 中 一 般
総 合 支 所

出 張 所

世田谷区住民基本台帳事務取扱規程（昭和58年10月世田谷区訓令甲第51号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月26日

世田谷区長 保 坂 展 人

第5条の2中「第30の3第2項」を「第30の4第2項」に改める。

第1号様式の(1)及び第1号様式の(2)を次のように改める。

様式省略

第1号様式の(3)第1面を次のように改める。

様式省略

第1号様式の(4)第1面を次のように改める。

様式省略

第1号様式の(5)から第1号の2様式の(2)までを次のように改める。

様式省略

第1号の2様式の(3)第1面を次のように改める。

様式省略

第1号の2様式の(4)第1面を次のように改める。

様式省略

第2号様式の(1)及び第2号様式の(2)を次のように改める。

様式省略

第2号様式の(3)第1面を次のように改める。

様式省略

第2号様式の(4)第1面を次のように改める。

様式省略

第2号様式の(5)から第3号様式の(3)までを次のように改める。

様式省略

第5号様式の(1)から第5号様式の(3)までを次のように改める。

様式省略

◎世田谷区訓令甲第16号

庁 中 一 般

総 合 支 所

児 童 相 談 所

保 健 所

事 業 所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

別表参与の項を次のように改める。

参与

月額

200,000円から472,800円までの額において、区長が定める額

日額

45,000円

別表国民健康・栄養調査員（医師）の項中「28,200円」を「29,000円」に改め、同表国民健康・栄養調査員（看護師）の項から国民健康・栄養調査員（管理栄養士）の項までの規定中「14,646円」を「21,791円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和7年5月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業者の名称

一般社団法人おはな

2 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区給田三丁目34番21-102号

3 事業所の名称

相談支援おはな

4 事業所の所在地

東京都世田谷区北鳥山九丁目17番1号101

5 事業所番号

1331204998

6 事業の種類

特定相談支援事業

7 事業の主たる対象者

精神障害者

8 指定の年月日

令和7年5月1日

◎世田谷区告示第352号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年5月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業所の名称

ファーストクラスルーム自由が丘

2 事業所の所在地

東京都世田谷区等々力六丁目37番12号

3 申請者の名称

新教育デザインニング株式会社

4 指定年月日

令和7年5月1日

5 障害児通所支援の種類

保育所等訪問支援

◎世田谷区告示第353号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年5月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第354号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年5月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第355号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年5月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第356号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和7年5月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第357号

令和7年第2回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和7年5月8日

世田谷区長 保 坂 展 人

記

1 招集する年月日

令和7年5月13日（火）午後1時

2 招集する場所

世田谷区議会議場

3 案 件

(1) 議 案

世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事請負契約

世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事請負契約

世田谷区立太子堂中学校温水プール改修工事（令和6年度）請負契約

財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末用スタイラスペン）の取得

(2) 専 決

専決処分の承認

（世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例）

(3) 同 意

世田谷区監査委員選任の同意

(4) 報 告

議会の委任による専決処分の報告

（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（世田谷区立梅丘図書館改築工事）

議会の委任による専決処分の報告

（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（区立保育園の園児の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（区立保育園の園児の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（区立保育園の園児の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（塀損傷事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

議会の委任による専決処分の報告

（歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定）

令和 7 年 1 月分例月出納検査の結果について

令和 7 年 2 月分例月出納検査の結果について

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

令和 6 年度工事監査の結果について

(5) 常任委員の選任

(6) 議会運営委員の選任

(7) 請願の処理

(8) 請願の付託

◎世田谷区告示第358号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 9 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原二丁目691番57の内から691番23の内まで
- 3 変更の区域
延長 19.58メートル
幅員 0.18メートルから
0.54メートルまで
面積 7.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 5 月 9 日

◎世田谷区告示第360号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 6 条の 2 の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 12 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 12 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
11-D079-06
- 2 供用開始の区間
世田谷区代沢一丁目69番24の内
- 3 供用開始の区域
延長 0.10メートル
幅員 0.69メートルから
0.70メートルまで
面積 0.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 5 月 12 日

◎世田谷区告示第361号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 12 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 12 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
11-D079-15
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目67番2の内
- 3 変更の区域
延長 14.48メートル
幅員 0.70メートルから
0.75メートルまで
面積 10.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 5 月 12 日

◎世田谷区告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 12 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 12 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1075番90の内
- 3 変更の区域
延長 4.30メートル
幅員 0.45メートル
面積 1.96平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 5 月 12 日

◎世田谷区告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 12 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 12 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
(1) 31-23
(2) 45-36
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区経堂二丁目409番17の内
(2) 世田谷区経堂二丁目409番17の内から409番16の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 7.51メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 2.54平方メートル
(2) 延長 7.88メートル
幅員 0.19メートルから
0.22メートルまで
面積 1.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 5 月 12 日

◎世田谷区告示第364号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3 月世田谷区条例第13号）第13条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和 7 年 5 月 13 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第365号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 13 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号 第2944号

世田谷区公報

2 指定年月日 令和7年5月9日 3 指定の位置 世田谷区砧五丁目148番30の一部及び148番32の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 31.00メートル 6 申請者氏名 株式会社秀和建設 代表取締役 大家 秀仁 ◎世田谷区告示第366号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月14日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 36－5 2 変更の区間 世田谷区上馬一丁目551番8 3 変更の区域 延長 9.45メートル 幅員 0.77メートルから 0.79メートルまで 面積 7.40平方メートル ◎世田谷区告示第367号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月14日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区松原三丁目877番26の内 3 変更の区域 延長 9.20メートル 幅員 0.02メートルから 0.06メートルまで 面積 0.45平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月14日 ◎世田谷区告示第368号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月14日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 42－31 2 変更の区間 世田谷区松原六丁目334番9の内 3 変更の区域 延長 9.90メートル 幅員 0.11メートルから	0.19メートルまで 面積 1.60平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月14日 ◎世田谷区告示第369号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月16日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 38－6 2 変更の区間 世田谷区太子堂一丁目389番32の内 3 変更の区域 延長 8.20メートル 幅員 0.09メートルから 0.12メートルまで 面積 0.87平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月16日 ◎世田谷区告示第370号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月16日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 11－D063－03 2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目30番2の内 3 変更の区域 延長 5.95メートル 幅員 0.50メートルから 0.53メートルまで 面積 4.03平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月16日 ◎世田谷区告示第371号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月16日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目30番2の内 3 変更の区域 延長 12.32メートル 幅員 0.22メートルから	0.27メートルまで 面積 3.07平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月16日 ◎世田谷区告示第372号 令和7年5月13日招集の令和7年第2回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。 令和7年5月16日 世田谷区長 保坂展人 記 案件 1 議席の一部変更 2 同意 世田谷区監査委員選任の同意 世田谷区監査委員選任の同意 ◎世田谷区告示第373号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 令和7年5月16日 世田谷区長 保坂展人 1 都市計画の種類 東京都市計画緑地第105号粕谷四丁目緑地 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区粕谷四丁目地内 3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課 ◎世田谷区告示第374号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月19日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 13－D369－03 2 変更の区間 世田谷区下馬四丁目20番36の内から20番14の内まで 3 変更の区域 延長 9.74メートル 幅員 0.22メートル 面積 2.19平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月19日 ◎世田谷区告示第375号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
--	---	--

令和 7 年 5 月 19 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 事業所の名称 カノン用賀 2 事業所の所在地 東京都世田谷区 用賀三丁目 8 番 18 号グリーンハ ウス No. 101－ 1 階 3 事業者の名称 株式会社創生事 業団 4 廃止届受理年月日 令和 7 年 4 月 30 日 5 サービスの種類 地域密着型通所 介護	世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 (1) 28－1 (2) 28－1 2 変更の区間 (1) 世田谷区梅丘三丁目 1405 番 151 の 内 (2) 世田谷区梅丘三丁目 1405 番 194 の 内 3 変更の区域 (1) 延 長 15.32 メートル 幅 員 1.08 メートルから 1.09 メートルまで 面 積 16.67 平方メートル (2) 延 長 14.88 メートル 幅 員 0.51 メートルから 0.60 トルまで 面 積 8.41 平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 5 月 20 日	令和 7 年 4 月 24 日世田谷区告示第 336 号 の一部を次のように訂正する。 令和 7 年 5 月 21 日 世田谷区長 保 坂 展 人 告示中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から 同年 5 月 20 日まで」に訂正する。
◎世田谷区告示第 376 号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次 のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定 に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 5 月 19 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 5 月 19 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 33－D222－08 2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目 263 番 2 の内 3 変更の区域 延 長 11.05 メートル 幅 員 0.64 メートルから 0.66 メートルまで 面 積 7.22 平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 5 月 19 日	◎世田谷区告示第 379 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 5 月 21 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 5 月 21 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区上祖師谷三丁目 74 番 18 の 内から 19 の内まで 3 変更の区域 延 長 11.07 メートル 幅 員 1.25 メートルから 1.28 メートルまで 面 積 14.13 平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 5 月 21 日	◎世田谷区告示第 382 号 世田谷区教育会館におけるリサイクル資 源の売払代金の収納の事務については、地 方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」 という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づ き、次のとおり委託したので同条第 2 項の 規定により告示する。 令和 7 年 5 月 21 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 委託を受けた者 (1) 名 称 株式会社井上 (2) 所在地 東京都世田谷区八幡山二 丁目 11 番 6 号 2 委託した歳入等 リサイクル資源の売払代金 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指 定をした日 令和 7 年 5 月 21 日 4 委託期間 令和 7 年 5 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
◎世田谷区告示第 377 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域 を次のように変更する。 この関係図面は、令和 7 年 5 月 20 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 5 月 20 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区若林三丁目 213 番 12 から 213 番 11 まで 3 変更の区域 延 長 9.16 メートル 幅 員 1.62 メートルから 1.63 メートルまで 面 積 14.96 平方メートル	◎世田谷区告示第 380 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用 を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 5 月 21 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 5 月 21 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 供用開始の区間 世田谷区上祖師谷三丁目 74 番 21 の 内 3 供用開始の区域 延 長 0.03 メートル 幅 員 0.82 メートルから 0.83 メートルまで 面 積 0.02 平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 5 月 21 日	◎世田谷区告示第 383 号 政策研究・調査課統計調査担当事務室に おけるリサイクル資源の売払代金の徴収の 事務については、地方自治法（昭和 22 年法 律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり委託し たので、同条第 2 項の規定により告示する。 令和 7 年 5 月 21 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 委託を受けた者 (1) 名 称 株式会社井上 (2) 所在地 東京都世田谷区八幡山二 丁目 11 番 6 号 2 委託した歳入等 リサイクル資源の売払代金 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による 指定をした日 令和 7 年 5 月 21 日 4 委託期間 令和 7 年 5 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
◎世田谷区告示第 378 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 5 月 20 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 5 月 20 日	◎世田谷区告示第 381 号	◎世田谷区告示第 384 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型 サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により告示する。 令和 7 年 5 月 23 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 事業所の名称 オレンジ・アクテ ィブかたらい成城 2 事業所の所在地 東京都世田谷区成 城四丁目 3 番 25 号 3 事業者の名称 特定非営利活動法 人語らいの家 4 指定年月日 令和 7 年 6 月 1 日

世田谷区公報

5 サービスの種類 地域密着型通所介護 ◎世田谷区告示第385号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年5月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月23日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区松原三丁目874番23の内から874番25の内まで 3 変更の区域 延長 5.94メートル 幅員 6.82メートルから6.83メートルまで 面積 43.20平方メートル ◎世田谷区告示第386号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和7年5月23日 世田谷区長 保坂展人 1 指定取消番号 第2945号 2 指定取消年月日 令和7年5月22日 3 指定取消の位置 世田谷区新町一丁目31番20の一部 4 道路の幅員 4.00メートル		5 道路の延長 16.34メートル 6 申請者氏名 東急不動産株式会社 代表取締役 星野浩明 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島正治 ◎世田谷区告示第387号 令和7年第2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。 令和7年5月26日 世田谷区長 保坂展人 記 1 招集する年月日 令和7年6月3日（火）午後1時 2 招集する場所 世田谷区議会議場 ◎世田谷区告示第388号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月27日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区喜多見六丁目2734番19地先無番から2734番18まで		3 変更の区域 延長 15.26メートル 幅員 1.00メートル 面積 15.32平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月27日 ◎世田谷区告示第389号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和7年5月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年5月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 供用開始の区間 世田谷区若林三丁目108番61から108番62まで 3 供用開始の区域 延長 18.36メートル 幅員 0.73メートル 面積 13.52平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年5月30日 ◎世田谷区告示第390号 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。 令和7年5月30日 世田谷区長 保坂展人 本則の表発達支援コーディネーターの項を次のように改める。	
発達支援コーディネーター		月額	174,300円から232,417円までの額	34,860円から46,483円までの額	209,160円から278,900円までの額
規 則（教）		世田谷区議会議長 石川 ナオミ		(1) 議員の言動に対して批評を加え、拍手その他の方法により可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。 第9条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号に」、「又は会議の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第4号とする。 第10条の見出しを「(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条ただし書中「この」を「、この」に改める。 第1号様式及び第2号様式を次のように改める。 様式省略 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
世田谷区教育委員会規則第16号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則		世田谷区議会規則第1号 世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則 世田谷区議会規則第2号 世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則			
幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。 第3号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則 この規則は、令和7年6月1日から施行する。		世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則 世田谷区議会傍聴規則（昭和54年1月世田谷区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。 第8条第3号を次のように改める。 (3) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「もの」を「者」とし、同号を同条第5号とする。 第9条第1号を次のように改める。			
規 則（区議会）				世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則 世田谷区議会委員会傍聴規則（昭和50年10月世田谷区議会規則第1号）の一部を次	
次に掲げる規則を公布する。 令和7年5月26日					

のように改正する。
 第 3 条第 3 号を次のように改める。
 (3) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき
 その他の委員会に現在する者に対する
 示威的行為のために使用されるおそれ
 があると認められる物を携帯し、又は
 着用している者
 第 3 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号
 とし、第 6 号を削り、同条第 7 号中「もの」
 を「者」に改め、同号を同条第 5 号とする。
 第 4 条第 1 号中「又は拍手」を「拍手」
 に、「表明しない」を「表明し、又は委員会
 に現在する者に対して示威的行為をしない」
 に改め、同条中第 2 号及び第 3 号を削り、
 第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、
 同条第 6 号中「その他委員会」を「前 3 号
 に掲げるもののほか、委員会」に、「又は議
 事の妨害」を「議事を妨害し、又は他人の
 迷惑」に改め、同号を同条第 4 号とする。
 第 5 条の見出しを「(写真の撮影、録音、
 録画、放送等の禁止)」に改め、同条中「写
 真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写
 真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、
 同条ただし書中「この」を「、この」に改
 める。
 第 2 号様式を次のように改める。
 様式省略
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 7 号
 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22
 条第 1 項の規定により令和 7 年 6 月 1 日現
 在における選挙人名簿の登録を行う日を次
 のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭
 和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 1 項の規定に
 より告示する。
 令和 7 年 5 月 12 日
 世田谷区選挙管理委員会
 登録を行う日 令和 7 年 6 月 2 日

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 8 号
 世田谷区選挙執行規程（平成 12 年 3 月世
 田谷区選挙管理委員会告示第 8 号）の一部
 を次のように改正する。
 令和 7 年 5 月 30 日
 世田谷区選挙管理委員会
 第 7 号様式及び第 12 号様式中「禁錮」を
 「拘禁刑」に改める。
 附 則
 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行
 する。

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第 5 号
 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法
 律第 88 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、
 第 22 回世田谷区農業委員会総会を次のとお
 り開催する。
 令和 7 年 5 月 21 日
 世田谷区農業委員会会長
 穴 戸 幸 男
 1 開催日時 令和 7 年 5 月 30 日（金）

- 午後 2 時 30 分
 2 開催場所 三茶しゃれなあどホール
 4 階 シリウス
 3 審議事項
 (1) 第 1 号議案 農地法に基づく許可
 申請について
 (2) 第 2 号議案 農地法に基づく転用
 届出について
 (3) 第 3 号議案 その他の事項につい
 て

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第 7 号
 令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に
 基づき講じた措置について、世田谷区長か
 ら通知があったので、地方自治法第 199 条第
 14 項の規定により次のとおり公表する。
 令和 7 年 5 月 16 日
 世田谷区監査委員 大 塚 勇
 同 市 川 穰
 同 下 山 芳 男
 同 高 橋 昭 彦

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 指摘事項

二子玉川分庁舎の自動販売機設置に関して、販売手数料収入を事業収益とするのではなく、一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラスト基金に歳入し受取寄付金として処理しており、会計処理上、税務上の問題があった。受取販売手数料における会計上、税務上の処理について適正なものとなるよう是正されたい。

また、区は、二子玉川分庁舎を東京都より賃借し、その一部を自動販売機設置場所として一般財団法人世田谷トラストまちづくりに利用させているが、二子玉川分庁舎における東京都との賃貸借契約では無断転貸禁止の条項が設けられており、同条項に違反している可能性がある。区においては、このことについて東京都に確認した上で、必要な措置をとられたい。

2 指摘事項等に対する措置状況

一般財団法人世田谷トラストまちづくりでは、二子玉川分庁舎内に設置されている自動販売機から得る収益については、これまで、区と締結している「自動販売機協定書」に基づき、一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラスト基金に歳入するため、通常の寄附収入と同様に「不課税の寄附収入」として取り扱ってまいりました。

このたび、「当該収益の金銭が、自動販売機設置事業者との「自動販売機設置基本契約書」に付随する「自動販売機設置条項」に記載された販売手数料の単価に基づき、実際の飲料の販売数を乗じて算定されているものであり、自動販売機設置及びその営業の対価であると考えられるため、会計上は事業収益として、税務上は法人税の収益事業かつ消費税課税取引として処理する必要がある。」とのご指摘を踏まえ、会計処理を受取寄付金から雑収益へ改め、課税取引として適正に処理していくと、一般財団法人世田谷トラストまちづくりより回答を得ております。

なお、後段のご指摘については、令和7年1月16日に東京都財務局財産運用部活用促進課担当者あて確認をとり、「問い合わせの件については工事などではなく、庁舎内にキャビネット等を設置するなどの庁舎運用の一部であるため、許可は不要である。ただし、施設の賃貸借終了時には、自動販売機は撤去すること。」との回答を得たため、転貸にあたらないと判断し、継続して設置することとします。